

合宿・学生団体旅行届

学外にて合宿等を行う場合（公認団体のみ）、及び団体乗車券申込みの場合に学生部オンラインシステムから申請してください。

- ◆ 「合宿・学生団体旅行届」に必要事項を入力の上、必ず出発する日の2日前（土日祝含まず）までに学生部に着信するように申請してください（入力者による申請→学生代表の承認→教員部長の承認が必要）。

- ◆ 活動終了後、「合宿・学生団体旅行 実施報告」に必要事項を入力の上、必ず合宿終了後2週間以内に学生部に着信するように申請してください（入力者による申請→学生代表の承認→教員部長の承認が必要）。

※団体の活動（合宿・旅行等）で海外へ渡航する場合は、下記「海外渡航における注意事項について」を参照の上、必要な手続きを行ってください。

- ◆ 山岳関係団体は、別途学生部が指定する様式および必要書類を揃えて、学生部が定める期日までに指定された方法で提出し、許可を得てください。

海外渡航における注意事項について

団体として海外へ渡航する（※）場合は、以下について熟読の上、必要な手続きを行ってください。

※渡航の目的例：海外で公演を行う（参加する）、海外で開催される大会に出場する。

- ◆ 海外に渡航する場合は、最近のテロ等の治安情勢を踏まえ十分注意してください。詳細については、外務省ホームページより渡航先の国・地域の最新の海外安全情報を参照してください。<http://www.anzen.mofa.go.jp/>
- ◆ 渡航先によっては、渡航内容（場所・緊急連絡先等）について説明を求めることがあります。また、渡航先の状況によっては、大学から渡航の中止を求める可能性があります。
- ◆ ケガや病気などの万一に備えて、海外旅行保険には必ず加入してください。多くの保険では他人にケガをさせてしまったり、盗難にあってしまったりといったトラブルにも対応しています。海外旅行保険は、池袋キャンパスセントポールプラザ3階「立教ほけんプラザ」でも取り扱っています。

◆ 必要な手続き

【提出書類】

- 合宿・学生団体旅行届 ※学生部オンラインシステムから申請
- 活動日程、現地連絡先の記載があるしおり等（作成している場合のみ学生課窓口に提出）

【提出期限】

原則出発の2週間前までに学生部に着信するよう申請、提出してください。夏季休業期間および春季休業期間中のプログラムについては別途定めます。詳細は以下の問い合わせ先までお問い合わせください。

【提出場所・問い合わせ先】

学生部学生課	池袋キャンパス 5 号館 1 階 03-3985-2438
	新座キャンパス 7 号館 2 階 048-471-6924